

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

今般、国から水田活用の直接支払交付金の見直しが示された。日本の農業を取り巻く環境は農業者の減少、高齢化の進行、これに加え主食用水稲価格の低迷など、大変厳しい状況下にある。

そのような中でも、当市は豪雪地帯の水稲単作地帯として雪解け水や湧水と言った水利を活かし、古くから国内トップレベルの美味しいコシヒカリの産地として、主食用水稲を供給してきた。また、近年は水田活用の直接支払交付金を活用した計画的な取り組みにより生産数量目安基準を達成し、適正な量の主食用水稲生産を行うことで農地保全に寄与してきたところである。

水田活用の直接支払交付金は当地域農業の経営に必要な資金であり、水稲農業を未来につなげるため水田を確保していくことで、適正に農地保全されるものと認識している。

このような状況を踏まえ、農業者が安定的に当市において農業経営が出来るよう、下記のとおり強く要望する。

記

- 1 交付対象水田の要件について「今後5年間に一度も水張りが行われない農地の除外」について、生産現場の課題を検証し、慎重な対応を行うこと。
- 2 今回の見直しにより、交付対象水田からの除外を回避するため、計画にない水稲作付けを余儀なくされ、農業経営に対し負担がかかることが懸念される。運用について生産現場の実情や課題を十分に調査し、丁寧な説明を行い進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月23日

衆議院議長 あて
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣

長野県飯山市議会 渋川 芳三